

令和元年度

第2回草津市認知症施策推進会議 議事概要

令和元年10月8日

草津市長寿いきがい課

第2回 草津市認知症施策推進会議 会議録

◎日時 令和元年10月8日(火) 午後2時30分

◎場所 草津市役所 8階大会議室

◎出席委員

委員	金森 雅夫委員	委員	宮川 正治委員
委員	中野 悦次委員	委員	上野 京委員
委員	服部 静香委員	委員	松浦 さゆり委員
委員	内田 孝子委員	委員	植野 裕司委員
委員	新村 真喜子委員	委員	市川 勇二委員
委員	扇田 宗親委員	委員	中村 陽子委員
委員	大久保 義一委員	委員	原田 節子委員
委員	浅井 優子委員	委員	山口 芳栄委員
委員	橋田 高子委員	委員	佐々木 克明委員

◎欠席委員

委員	高松 智画委員
委員	奥村 弘委員

◎事務局職員

健康福祉部	増田 副部長
地域保健課	松本 課長
	江南 課長補佐
	磯部 保健師
介護保険課	山本 課長
	小寺 課長補佐
	木村 副係長
長寿いきがい課	松永 課長
	岡村 係長
	橋本 係長
	島川 専門員
	黒川 主任保健師
	倉野 保健師
	谷 保健師
	中西 主査

◎議題

1. 開会

2. 議事

(1) (仮称)草津市認知症があっても安心なまちづくり条例制定の検討について(資料1)

(2) 「(仮称)草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」に規定すべき項目について(資料2・3)

3. 次回開催日程について

4. 閉会

1. 開会 午後2時30分

<事務局より開会の挨拶・委員20名中、18名の出席をいただき、事務局より開会を宣言・健康福祉部副部長より挨拶>

2. 議事

<草津市附属機関運営規則第5条第2項の規定により、委員長が進行>

○事務局

<資料確認および資料2、3に基づき説明>

○委員

資料1の最後のページ、認知症に関する施策の充実について他市の参考というところで気になったのが、以前、愛知県で認知症の人がJRの線路内に飛び込んで裁判になり、JRから莫大な損害賠償を請求されたということがあった。最終審では、家族に監督責任がなかったということで、賠償責任は逃れられたが、個人賠償責任保険の制度があると、草津市がこれからつくろうとしている認知症があっても安心して暮らせるまちづくりということの一助になるのではないかと思う。そういった制度がこの条例の中に謳われるのかどうか、お尋ねしたい。24時間、365日認知症の家族を見ている中で、監督責任が問われるとなると、現実的には不可能だと思う。ちょっと目を離した隙に出て行かれると探しようがないし、帰ってきたらいいが、最悪の場合は、交通事故に巻き込まれたりとか、先ほどのようにJR線路内に飛び込んだりということも考えられるので、こういう制度があると、少しでも助かるのではないかと思う。

○事務局

個人賠償責任保険は、全国的にも先進事例が幾つかあり、草津市でも現在、それを研究しているところ。今回の条例については、認知症の施策を進めていく上での理念を条例の中に示していくということで、具体的な施策については、行動計画である認知症施策アクション・プランへ反映していくことになると思う。この個人賠償責任保険については、いつ何時事故が発生するかもわからないという状況でもあるので、担当部局としては、できるだけ速やかに草津市でも制度を導入していきたいと考えている。

○委員長

条例案でも、安心して外出できる体制づくりとあるので、その理念の中に含まれるべき項目なのかなと思う。

スライド番号10番の認知症に関する家族向けアンケート調査の中で、発症から相談、医療機関へのつながりの状況についてだが、ここでの病院の受診率が8割超で、確かに高いなと思うが、ここで言われる病院の受診率というのは、どういう受診のことを指しているのか。認知症に関する診断や治療を受けるための受診という意味か。

○事務局

病院というのが、例えばかかりつけ医であったり、専門医だったり、いろいろな区分けがあると思うが、今回のアンケート調査ではどのような受診内容であったかまでは明確にしていない。また、例えば、かかりつけ医から専門医につながったケースもあると思うし、直接専門医につながったケースもあると思うので、それを総じて病院としている。

○委員

他市参考の項目で認知症高齢者見守りタグがあるが、例えば、認知症の人が家から出て行ってしまい、探してもどこにいるのか分からない、検索願を出しても居場所が分からないという場合に、FMラジオを使って個人情報に注意しながら情報提供するというのも一助になるのではないかと思うが、いかがか。

○事務局

認知症高齢者の行方不明時の対応としては、各種報道機関やえふえむ草津の他、市からのお知らせメールに登録していただいている方に、行方不明者の情報提供等を行っている。実際、今年度発生した行方不明についても、御家族に情報提供の意向を確認した上で、えふえむ草津にも依頼をしている。

○委員

資料1のスライド番号14番の一般市民向けアンケート調査の結果で、認知症に関する制度やサービスについてのところで、地域包括支援センターや消費生活センターなど、高齢者の生活に関する機関の認知度が高いということだが、参考資料の9ページに相談機関としては、地域包括支援センターが24.9%ということで、まだまだどこに相談してよいかわからないという方も14.3%ということなので、今後の取組の中でこのあたりをどのようにしていくのか。

○事務局

どこに相談したらいいかわからないという回答が他の選択肢と比べると4番目に高い結果になっている。地域包括支援センターの認知度が高まってはいるが、各相談機関の認知度をさらに高めながら、認知症に関する相談ができるような体制

や情報を提供していくような仕組みを構築していきたいと考えている。

○委員

認知症の家族向けアンケート調査を実施していただいているが、独居の認知症の人がいたり、家族が遠方にいたりするケースもあると思う。家族が認知症であることを周囲の人が理解して、近所の人に知ってもらいたいと考えているというのが結果の中にあるが、中には独居の人や近所の人に知られるとその地域に住めないという人がいたりすると思うが、そのあたりに対して家族に対するアンケート調査というのはされたのか。

○事務局

認知症の人の家族向けアンケート調査は、基準に該当する対象の方とその御家族様という形でアンケート調査票を送付しており、独居の方や御家族が遠方にいらっしゃる方は対象となっていない可能性がある。独居の方や御家族が遠方の方でも、地域とのつながりを推進しており、民生委員さんの訪問による地域とのつながりや、御近所の方とのつながりの中で見守りを行っていただいている。御指摘のとおり、独居の方については、どのように支えていくのかについては、関わっておられる方からの意見を把握させてもらうという方法について考える必要があると思う。

○委員

今回、市で行っていただいた調査は大変良い調査をしていただいたと思う。スライド8番の認知症の本人向けのアンケート調査で、認知症の人にとって安心して暮らしやすい地域とはという設問で、一番目の声かけ・見守り・住民同士の助け合いがある地域、二番目のちょっとした困りごとや不安を相談できる地域、三番目の認知症になっても可能な限り自分のできる事は続け、なじみの中で暮らせる地域というのを挙げていただいているので、この内容を条例の中で滲み出るような条文にしていただければと思う。

また、スライド13番の一般市民向けのアンケート調査だが、このような調査をして3割の方が回答するというのは予想どおりで、やはりこの回答でもって、市民の人の代表とするのは難しいと思う。その中で、ここに書いてあるように、認知症を我が事として捉えて、何かしらの行動を起こすという段階に至っていないということなので、最後のまとめにあるように、認知症の正しい理解について、学習会みたいなものを各地域でいろいろやっていく必要性を感じた。私が以前、保健所でデイケアセンターというのをつくった時に、そのときもまだ、アルツハ

イマー病と言っていた。認知症とはどのようなものかという正しい知識をどうやって普及するかというのも、一つの大きな問題だろうと思う。

○委員長

今の御意見を踏まえて、実際の条例の中身にそれがきちんと反映されているかどうかを確認しながら、資料2の「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」に規定すべき事項についての提案書案について、質問、意見をいただきたい。内容としては、目的、定義、基本理念、各主体の役割までが前半で、認知症に関する基本施策が後半になる。

○委員

事業所の役割だが、職員の教育など、事業所内だけのことであって、家族に対してのことやその相談の窓口みたいな部分も入れた方が良いのではないか。

○事務局

大切な視点だと思うので、検討させていただきたい。

○委員長

ここでいう事業所というのは、市内において事業を行う法人その他団体または事業を行う場合における個人と定義されていて、認知症での医療・介護の領域において関わりを持っている関係機関とは、また別の一般の商店であるとか、そういうところも想定されている。

○事務局

委員長が仰っていただいたように、事業所については、商店であったり、銀行であったりと、特別な知識がなくても認知症の方に関われる可能性が高い一般の企業を想定している。先ほどの委員の御意見については、関係機関の方で認知症の相談所という形で設けていただいているので、そちらに規定する方が良いかと考える。

○委員長

定義のところの事業者という言葉が少し分かりにくいと思う。もう少し「一般の」というニュアンスがはっきり分かるように、少し修正できるかを考えてみられてもいいのではないか。

○委員

安心なまちづくりということで、歩く道にも手すりをつけたり、自転車なども通らない道というバリアフリーについて、ゆとりのあるものや憩いの広場などでも認知症の方々と一緒に参加できるとか、そういうまちづくりについて、「バリアフ

リー」や「バリアフリーを目指して」という言葉を入れていただければと思うが、皆さま、いかがか。

○委員長

具体的に今のバリアフリーという文言を入れるとすると、基本理念のあたりに入れるのか、あるいは具体的な基本施策のほうに入れるのか、何かお考えがあるか。

○委員

それは市に委ねる。一つは、4ページの地域組織の役割というのがある。ここの2つ目に市、事業者、関係機関が実施する認知症施策や取組に協力すると書いてあるので、そういうときにバリアフリーを目指したというのがあれば良いのではと思う。あと、もう一つは7ページの認知症予防の推進というところで、1つ目に、市は、認知症の予防に有効とされる活動を行うための環境整備を進めると謳われている。それは広い意味の場所づくりや居場所づくりだと思うが、ここにバリアフリーを目指す環境整備という文言にするのが良いかなという意見。

○委員長

今の委員の御意見に関して、いかがか。

○委員

認知症サポーター養成講座のテキストの中に、ノーマライゼーションの理念に基づいた心のバリアフリーというようなフレーズがある。そういう意味で、使うのはいかがか。

○委員長

これに関してはまた、事務局で検討いただければ。他の点について、いかがか。

○委員

4ページの地域組織の役割という部分で、考え方のところに今までどおりの生活を継続していくためには、地域全体で支え合いと書かれているが、私が民生委員をしていると、地域の方にひとり暮らしでちょっと認知症が始まる方がおられるが、結局地域の役割と市民の役割とが被るところがある。認知症になったことで、生活に対するある種の支障があるからサポートが必要なんだ、見守りが必要なんだというように思う。私の近所の方も、その方に対するいろいろなサポートをしていただいているが、本当に今までどおりというのは残念ながら難しい。そうなったときに、そこの部分で支え合いとはいうものの、近所の方々は、どこまでつき合ったらいいかという不安というか、先が見えない。要するに、介護者のような感覚になっておられる部分がある。考え方で地域組織の役割としてどこ

まで本当に担うのか、市民に対して役割を担ってもらおうのかということが分かるような表現が、取り入れられないかと思う。

○委員長

条例案の文言の下の考え方に、可能な範囲というように限定をつけているものもある。この考え方というのは、条例案の中には入らないが、そういう一種の努力義務のようなものを条文に少し入れられるような内容を書くべきじゃないか、そういう御趣旨の御意見かと思う。

○事務局

条例案の中では、どこまで地域組織の方や市民の方が関わるのかというところは、義務という線引きが難しいので、そこまでの部分はこの条例の中で記載するというのは困難だと思う。ただし、考え方のところで「可能な限り」といった、表現は考える必要があるが、そこで市民の皆さまが見て指針となるような表現を工夫したい。

○委員

先ほどのアンケートの結果に戻ってしまうが、認知症本人の方へのアンケート調査の中で、相談する順番の中に、ケアマネジャーが入っているというのは、非常に嬉しく思う。たくさんアンケートをまとめていただいてありがたいと思っている。条例案の提案書案のところで、先ほどの事業者というところが、認知症の方がいろんな事業所、例えば、お店であったり、銀行であったり、コンビニであったりと、いろんなところへの関わりを今までされてきて、徐々に認知機能が低下されて関われなくなったりしても、周囲が理解を持って関わっていただきたいということだと思うが、一つ少し気になるのが、若年の認知症の方。若年認知症という病気がないということセミナーで聞いたことがあるが、そういう方々を含めての話かなとも思いつつ、どこかにやはり文言として必要ではないか。若年認知症になると、高齢者よりももっといろんなハードルの高さを心配して生活されている方が多い。就労の問題、お子さまが小さい場合などにはいろんな問題がある。それに加えて、若いからという理由で認知症に対する理解が得られず、高齢にならないと介護サービスが受けられないとか、いろんな問題がまだまだ今後も出てくるのではないかと思うので、そういう方々への配慮もどこかにあれば良いのではないかと思う。

○委員長

今の御意見に関して、事務局含めて何かコメントはいかがか。

○事務局

事業者の考え方の中には、就労という視点で若年性の認知症の方をイメージしながら、文言について挙げている。条文として記載すると、若年性認知症の方を特定することになってしまうので、できれば考え方の中に、若年性認知症については特に配慮するという追記していければと考えている。

○委員長

草津市のアクションプランの中には、若年性認知症の項目があるので、また具体的な施策の中でも取り扱っていただけたらと思う。

○委員

市の役割について、草津市ではアクションプランを策定されていて、積極的に施策に取り組まれているが、今回、この条例で認知症があっても安心して暮らせるまちづくりのためには、例えば、道路のことやごみの出し忘れであったりと、庁内で部署を超えて総合的にやさしいまちづくりについて考えるという、一歩進んだ取組になるのかなと思うが、そのあたりはいかがか。

○事務局

市の役割の中の総合的というのは、分野横断的に計画的に進めていくという意味合いであり、市全体の横断的な取組ということを経営の方の中に文言として入れる検討をしたい。また、条例制定後にアクションプランの改訂等があるが、その中で、市の各分野の職員も入って、施策の推進について検討を進めていきたい。条例の考え方と、そのアクションプラン両面で分野横断的に実施していきたいと考えている。

○委員長

市の役割の（２）ですが、市は、認知症の人及びその家族の視点を尊重した認知症に関する正しい知識や対応力を習得するための機会の提供という文言があるが、この機会の提供をするのは、誰に対してと考えているのか。

○事務局

市の役割については、市民や事業者、専門機関など全てを対象として記載している。

○委員

全体的なことだが、文言の形式が、何々が何々するように努めるものとするという書き方になっているが、何々はどこに対して努めるものとするというように、誰に対してという、対象を入れた方が全体的に分かりやすくなるのではないか。

○事務局

対象は、認知症の方や市民と、内容により異なる部分もあるので、可能な限り全体的に見直して検討させていただきたいと思う。

○委員

7ページの地域づくり及び社会参加の推進について、市は、認知症の人を含む誰もが住み慣れた地域で安心してという文言があるが、最近では転居してきて、全然なじみのない方がたくさん住んでおられるので、住み慣れたという意味だけではなく、今住んでいるといったニュアンスの言葉もあっていいのかなと思う。

○委員長

確かに、草津市は駅前のマンション等にたくさん新たに引っ越して来られた御高齢の方、御夫婦がたくさんいらっしゃるので、そういう意味では住み慣れていないのではないかという考えはある。理念としては、住み慣れてない方であればこそ、住み慣れるような関わりがその方にとって必要だろうと思うので、何かそういうニュアンスがうまく規定できれば良いと思う。また、事務局のほうで、検討いただきたい。

○事務局

条文の表現方法について、条例独特の表現方法もあることから、市の法規担当にも相談をして、工夫をしていきたい。

○委員

資料1のスライド13番ですが、自分自身や家族が認知症になった場合、そのことを近所の人に知ってもらい、見守りや声かけの協力をしてほしいと考えている一方で、家族や周囲の人にあまり迷惑をかけないようにしたいと考えていると、相反する方がおられる。そこで、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、認知症の正しい理解や地域での見守りが必要であると書かれているが、認知症であることを知ってほしいと考えておられる方が多くなるほど、周りも気づきやすいし、見守りということも常に頭に描きながら生活できるが、そうでない方がいらっしゃる場合には、なかなか気付けない。そういう人がいらっしゃる中で、見守りだけでいいのかと思う。何か働きかけといったことは、今、考えているのか。

○事務局

アンケート調査の参考資料の10ページ、認知症のことを知ってもらいたいかというところでは、知っていらって、見守りや声かけなど協力をお願いしたい

という方が4割、知っておくだけ知っておいてほしいという方を含めると6割近くの方が知っておいてほしいと言われる一方で、あえて知ってもらう必要はないという方が3割近くいらっしゃり、相反する状況にある。推察だが、この3割近くの方については、地域でどんなことをしてもらえて、割と忌憚なく声をかけてもらえるんだということが、御存知いただけるようになれば、それだったら知ってもらってもいいかなという地域づくりのきっかけが進んでいくと、いろいろな考え方や支え合い方があるということで、理解をしてもらえると良いと考えている。

○委員長

いろんな価値観もあるし、プライバシーの問題があるので、いろんな形のサポートはしていく必要があるだろうと思う。

○委員

条例を発表される時、考え方は公表されるのか。

○事務局

条例のパブリックコメントによって、市民の方の御意見を募集するときには、考え方についても提示をしていく考え。しかし、こちらの委員会から市長へ答申する際には、考え方については記載せずに、条例に規定すべき事項だけで報告させていただきたいと考えている。

3. その他

<次回の会議について、日程の御案内（12月17日（火曜）14時30分から16時に開催予定）>

○委員長

今日はたくさん活発な御討議をいただき、御意見をいただいた。それぞれ大事な論点も含まれていると思うので、ぜひ今日の討議内容をもう一度条例案に反映して検討いただきたい。

それでは、本日はこれで終了といたします。ありがとうございました。

午後4時00分 閉会